

## 病院長の研究実施許可

研究責任医師は、臨床研究を実施するために病院長から研究実施の承認を取得しなければなりません。病院長への実施許可申請は、臨床研究施設事務局を介して行いますので、外部の認定臨床研究審査委員会より「承認」の審査結果通知を受領しましたら臨床研究施設事務局へご連絡ください。

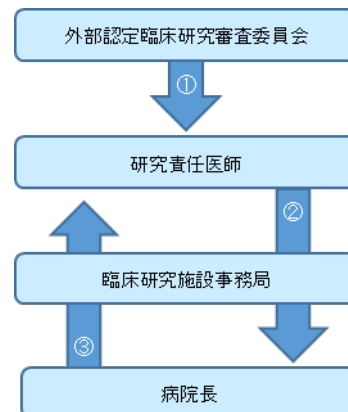
### 【実施許可申請の流れ】

- ① 認定臨床研究審査委員会より結果通知（承認）を入手
- ② 臨床研究施設事務局を介して研究実施の許可を申請
- ③ 臨床研究施設事務局を介して研究実施の病院長承認を入手

### 【申請時の必要書類】

- ・ 認定臨床研究審査委員会の「審査結果通知書」※
- ・ 認定臨床研究審査委員会での審査資料（承認資料）※
- ・ 実施許可願書（東大臨法様式 1）
- ・ 研究実施体制の確認書

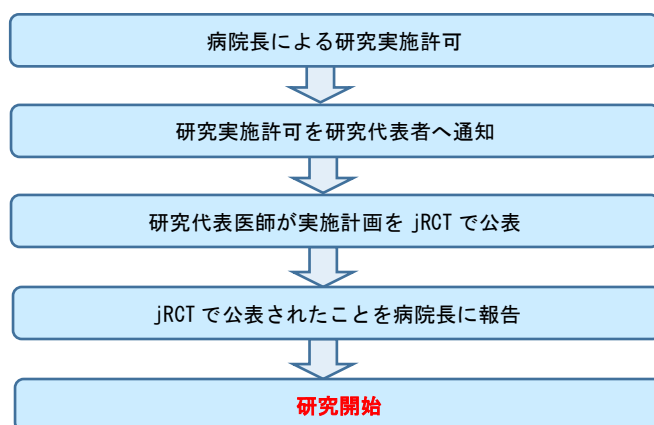
※書類は研究倫理審査申請システムにアップロードしてください。



## 実施計画の提出（jRCT への公表）の報告

特定臨床研究を実施する研究代表医師は、臨床研究実施基準に基づき、認定臨床研究審査委員会で承認された実施計画を厚生労働省が整備するデータベース（jRCT：Japan Registry of Clinical Trials）に登録し、管轄する地方厚生局へ実施計画を提出します（jRCT 公表）。研究代表医師から jRCT 公表した情報を入手後、臨床研究施設事務局を介して病院長へ報告する必要がありますので、必ず臨床研究施設事務局へご連絡ください。

**jRCT で研究が公表されたことを病院長に報告するまでは、当院で臨床研究を実施することはできません。**



<問い合わせ先>

臨床研究施設事務局

TEL：03-5800-8743 内線：34290

e-mail：CRsJimu-tokyo@umin.ac.jp